

ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日

31 川ここ家第 111 号

市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童扶養手当を受給しているひとり親等のうち、雇用契約上通勤交通費が全部又は一部支給されていないと認められる者について、その通勤に係る費用を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、もって、親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり親等 児童扶養手当を受給している父、母又は父母に代わって児童を養育している者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者は除く。）をいう。

(2) 公共交通機関 電車、バス、モノレール、その他市長が認めたものをいう。

(対象者)

第 3 条 助成金の交付対象者（以下、「交付対象者」という）は、川崎市において、児童扶養手当を受給しているひとり親等であり、かつ現に就労し、通勤において公共交通機関を利用しているが、雇用契約上通勤交通費等が全部又は一部支給されていないと認められる者とする。

2 交付対象者は、勤務先の属する雇用主に雇用され、就労実績等が確認できる者とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共交通機関の利用における通勤定期乗車券料金
- (2) 公共交通機関の利用における必要最小限度の運賃の実費
- (3) その他市長が必要と認める経費

(助成対象となる基準)

第5条 助成の対象となる基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交付対象者が申請をした通勤交通費については、運賃、時間・距離等の事情に照らし最も経済的な経路及び方法である通勤交通費の必要最小限度の実費とする。
- (2) 交付対象者の自宅から現に就労している勤務地まで及び勤務地から勤務地までの距離が徒歩により通勤するものとした場合、片道2キロメートル以上であること。
- (3) 通勤にバスを利用する場合は、乗車する区間の走行距離が1キロメートル以上あること。

(助成金の額の算定の方法)

第6条 助成金の額は、月額8,000円を上限とし、算定方法については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 通勤定期乗車券を購入した場合は、原則として6か月の通勤定期乗車券の金額とするが、6か月の通勤定期乗車券の取扱いがない場合は、最長の期間の通勤定期乗車券の金額により算定するものとする。ただし、経済的にやむを得ない事情がある場合など特に市長が必要と認めた場合は、購入した通勤定期乗車券が6か月未満の通勤定期乗車

券であっても、その購入した通勤定期乗車券の実費の金額により算定することができるものとする。また、JR 通勤定期乗車券料金については、特定者に対する JR 通勤定期券の割引制度を利用した金額にて算定をする。

(2) 通勤定期乗車券を利用しない通勤にかかる運賃の実費については、市長が認めた最も経済的な経路及び方法である通勤交通費の必要最小限度の金額を基準として算定する。

(3) 前2号の額について、勤務地の属する雇用主等から通勤交通費相当額の一部の支給がなされていると認められる場合は、相当額を差し引いた上で助成を行う。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付申請書（第1号様式）及び就労等証明書（第2号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請は、通勤交通費が発生した年度の翌年度5月31日までに行うものとする。ただし、期日が閉庁日の場合は翌開庁日までとする。

3 前項の規定について、災害その他、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りではない。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、申請書その他書類を審査し、速やかに、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは、ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付決定通知書（第3号様式）により、助成金の不交付を決

定したときは、ひとり親家庭等通勤交通費助成金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 助成金は、前条第1項による助成金の交付決定後、児童扶養手当の振込指定口座に助成金を支払うものとする。

（助成申請内容の変更等）

第10条 助成金の交付を受けた申請者は、申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめひとり親家庭等通勤交通費助成金変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 申請者は、助成金交付対象期間中に、退職又は休職等しようとするとき、通勤定期乗車券を解約しようとするとき又は第3条に定める交付対象者ではなくなったときは、ひとり親家庭等通勤交通費助成金資格喪失届（第6号様式。以下「資格喪失届」という。）を市長に提出しなければならない。

（助成申請内容の変更又は資格喪失の承認及び通知）

第11条 市長は前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、前条第1項に規定する申請に係る承認の通知をする場合は、ひとり親家庭等通勤交通費助成金に係る変更承認決定通知書（第7号様式）により、前条第2項に規定する申請に係る承認の通知をする場合は、ひとり親家庭等通勤交通費助成金に係る資格喪失通知書（第8号様式。以下「資格喪失通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 この決定により、過払い金が生じた場合は、申請者は相当額を返

還をしなければならない。

(職権に基づく資格喪失の処理)

第12条 市長は、資格喪失届の提出がない場合においても第3条に定める交付対象者ではなくなったことを児童扶養手当の受給に関する記録から確認できた場合は、ひとり親家庭等通勤交通費助成の受給資格が消滅したものとし、職権に基づいて第10条第2項の届出があったものとみなすことができる。

2 前項の規定によりひとり親家庭等通勤交通費助成の受給資格が消滅をした場合は、資格喪失通知書を申請者に通知し、過払い金が生じた場合は、前条第2項を適用するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段で助成金の交付を受けたとき、助成金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金交付の全部又は一部を取り消した場合は、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実績報告等の提出)

第14条 申請者は、助成交付決定があった日から30日を経過した日又は助成金の交付決定があった会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、ひとり親家庭等通勤交通費助成金実績報告書(第9号様式)に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(助成金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

ただし、交付決定額と助成金の額確定額が同額の場合は、通知を省略することができる。

(助成金の交付に関する調査)

第16条 市長は、助成金の交付について必要と認めるときは、助成金の交付申請をした者、助成金の交付を受けた者、助成金の交付申請又は交付を受けた者の雇用主その他の関係者に対し、報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第17条 助成金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第18条 当該業務に従事している者又は従事していた者は、その業務により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月7日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要事項を補記した上、引き続きこれを使用する

ことができる。

ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付申請書

ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。
なお、申請に当たり、助成金要件の確認及び助成金額算定のため、世帯の児童扶養手当の受給に関する記録を川崎市が確認することに同意します。
また、川崎市長が、助成金の交付について必要と認めるときは、雇用主その他の関係者等に報告又は必要な資料の閲覧を求め、若しくは実地に調査を行うことに同意します。

〒 _____
住所 _____
(児童扶養手当受給者名) フリガナ _____ (日中つながる番号) _____
氏名 _____ 印 _____ 電話 _____
(自署の場合は印は不要です。)

必要事項の記載および該当する項目の □ にチェックをお願いいたします。

助成を受ける期間 _____年 _____月分 から _____年 _____月分まで
勤務先 (会社名) _____
通勤経路 記入例: 田島支所前 ←市バス 210円→ 川崎駅 ←JR 定期→ 登戸駅 ←小田急 定期→ 生田駅
(記入欄) 勤務先住所 _____
補助申請額内訳: 1月分, 2月分, 3月分
運賃支払い方法及び支払金額
通勤手当支給の有無
申請額 (8,000円を超える場合は8,000円と記入) (A) + (B) + (C) - (D) = 円

添付書類 □ 児童扶養手当証書の写し(有効期間内のもの)の表面 □ 就労等証明書(様式第2号) または 就労状況を証明する書類
□ 購入した定期券の写し
□ その他()

(宛先) 川崎市長

就労等証明書

(申請者が記入してください) ⇒ 証明依頼期間 _____年____月分 から _____年____月分

(以下、事業者証明欄)

証明依頼期間について、次のとおり (就労していること ・ 就労見込であること) を証明します。
(該当項目に○をつけてください)

1 従業員氏名 _____

2 就労期間 就労開始日 _____年____月____日から
契約期間の定め (いずれかにチェックしてください) ⇒ 有 無
(契約期間の定め「有」の場合) ⇒ _____年____月____日まで

3 勤務地住所 _____

4 月の勤務日数 (証明期間内について記入してください)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
日間	日間	日間	日間	日間	日間
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
日間	日間	日間	日間	日間	日間

5 通勤手当の支給について

該当する項目にチェックしてください。

- 全額支給しています。
 交通費支給の規程などが無いため支給していません。
 自動車、自転車通勤などで通勤しており、公共交通機関を利用していないため支給していません。
 一部支給しています。
(月額 _____ 円) を支給しています。

 その他 (_____)

年 月 日

法人名 (事業所名) _____

所在地 _____

代表者又は責任者 _____ 印

(自署の場合は印は不要です。)

担当者名 _____ お問い合わせ先電話番号 _____

第3号様式

川崎市指令ここ家第 号

様

ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付決定通知書

助成金（ 付けて交付申請のあった 年度ひとり親家庭等通勤交通費
月分）について、次の条件を付して交付することを決定しましたので
通知します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 助成金交付決定額 _____円
- 2 交付の条件
 - (1) この助成金は、ひとり親等の就労による自立のために、通勤交通費にかかる経済的支援を行うものであり、その他の目的に使用することはできません。
 - (2) この助成金の使途については、必要に応じ報告を求め検査することがあります。
 - (3) ひとり親家庭等通勤交通費助成交付要綱第10条第1項及び第2項に掲げる要件に該当したときは、速やかに変更承認申請書又は資格喪失届を提出してください。
- 3 前各条項に違反した場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

第4号様式

川崎市指令ここ家第 号

様

ひとり親家庭等通勤交通費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度ひとり親家庭等通勤交通費助成金
(月分) について、不交付とすることを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

不交付の理由

(宛先)川崎市長

ひとり親家庭等通勤交通費助成金変更承認申請書

助成金の申請内容に変更があったため、ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。
 なお、申請にあたり、助成金要件の確認及び助成金額算定のため、世帯の住民基本台帳の記録及び児童扶養手当の受給に関する記録を川崎市が確認することに同意します。
 また、川崎市長が、助成金の交付について、必要と認めるときは雇用主その他の関係者等に報告、又は必要な資料の閲覧を求め、若しくは実地に調査を行うことに同意します。

〒 _____
 住所 _____
 申請者 (助成金受給者) フリガナ _____
 氏名 _____ 印 _____
 (自署の場合は印は不要です。)
 連絡先 _____

必要事項の記載および該当する項目の にチェックをお願いいたします。

助成金受給者 (父、母又は父母に代わって児童を養育している者)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
変更事由	<input type="checkbox"/> 転居(転居日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 転職(転職日 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他()			
転居の場合	変更前住所			
	変更後住所			
転職の場合	変更前	勤務先		
		勤務先所在地		
	変更後	勤務先		
		勤務先所在地		
その他の場合 具体的に記入してください。 (例:雇用形態が変更になった。勤務先所在地が変更になった。)				
他の制度の利用について <input type="checkbox"/> にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 生活保護を受給していません。 <input type="checkbox"/> 生活保護を受けていません。			
振込口座について <input type="checkbox"/> にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の振込口座に振り込まれることを承諾します。			

ひとり親家庭等通勤交通費助成金について、引続き支給を受ける場合には、併せて「ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付申請書」の提出が必要になります。

添付書類

- 児童扶養手当証書の写し(有効期間内のもの)

(宛先)川崎市長

ひとり親家庭等通勤交通費助成金資格喪失届

助成金の交付対象ではなくなったため、ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次とおり届出をします。
なお、届出に当たり、ひとり親家庭等通勤交通費助成金要件の確認のため、児童扶養手当の受給に関する記録を川崎市が確認することに同意します。

〒 _____

住所 _____

申請者
(助成金受給者) フリガナ _____

氏名 _____ 印 _____
(自署の場合は印は不要です。)

日中つながる電話番号 _____ - _____ - _____

必要事項の記載および該当する項目の にチェックをお願いいたします。

助成金申請者 (父、母又は父母に代わって 児童を養育している者)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
資格喪失事由 (該当項目にチェックして ください。)	<input type="checkbox"/> 受給者が児童扶養手当の資格を喪失したため <input type="checkbox"/> 受給者が生活保護を受けることになったため <input type="checkbox"/> 受給者が退職したため <input type="checkbox"/> 市外に転出する(した)ため <input type="checkbox"/> 雇用主より通勤手当が全額支給されることになったため <input type="checkbox"/> その他 ()			
資格喪失事由の発生した日	年 月 日			
市役所使用欄	備考			受理日

添付書類

1. 身元確認書類の写し

第7号様式

川崎市指令ここ家第 号

様

ひとり親家庭等通勤交通費助成金に係る変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度ひとり親家庭等通勤交通費助成金（ 月分）について、次のとおり変更を承認します。

年 月 日

川崎市長 印

1 変更承認の内容

2 助成金交付変更額

（変更前）助成金交付決定額	円
（変更後）助成金交付決定額	円
助成金追加交付決定額	円
助成金返還金決定額	円

第8号様式

川崎市指令ここ家第 号

様

ひとり親家庭等通勤交通費助成金に係る資格喪失通知書

次のとおり、 年度ひとり親家庭等通勤交通費助成金（ 月分）の受給資格がなくなりましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 受給資格がなくなった理由
- 2 受給資格がなくなった日
- 3 助成金返還金額

円

(宛先)川崎市長

ひとり親家庭等通勤交通費助成金実績報告書

	〒	_____
	住所	_____
申請者 (助成金受給者)	フリガナ	_____
	氏名	_____ 印
	連絡先 (日中連絡がつく電話番号)	_____

助成金交付の決定を受けたひとり親家庭等通勤交通費助成金について、ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付要綱第14条の規定に基づき、実績報告書を提出します。

本助成事業の対象期間は、 年 月 日 から 年 月 日 であり、
助成事業の成果としては、

以上報告します。